新 市 建 設 計 画

平成１６年１１月

熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会

令和２年６月改定

熊谷市

目　　次

はじめに 1

第１章　合併の必要性 2

1-1　日常生活圏の拡大 2
1-2　行財政基盤の強化 2
1-3　新市のさらなる飛躍 3

第２章　新市の現況 4

2-1　位置・地勢 4
2-2　面積 4
2-3　人口 4
2-4　産業構造 5

第３章　住民の意向 6

3-1　住民が期待する合併効果 6
3-2　住民が考える将来都市像 7

第４章　主要指標の見通し 8

4-1　人口 8
4-2　財政 9

第５章　新市建設の基本方針 10

5-1　新市建設の基本理念 10
5-2　将来都市像と６つの分野 11
5-3　土地利用構想について 12

第６章　新市の施策 14

6-1　新市の施策 14
6-2　分野ごとの施策 16

第７章　埼玉県が実施する事業 32

7-1　埼玉県の役割 32
7-2　埼玉県が実施する事業 32

第８章　公共施設の統合整備 35

第９章　財政計画 36

9-1　財政計画の策定にあたって 36
9-2　財政計画 37

はじめに

熊谷市・大里町・妻沼町は、通勤・通学、消費生活、産業経済活動などにおいて、共通の日常生活圏を形成しています。また、行政においても、ごみ処理や介護保険、消防、葬斎施設などの分野では既に一体的な広域行政を展開しています。

近年、少子高齢社会の進行、財政状況の悪化、地方分権の進展などの社会経済情勢の変化を背景に、全国的に市町村合併論議が高まる中、平成 16 年6月1日に「熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会」が設置されました。

そして、合併に関するさまざまな協議を重ね、ここに新市建設計画を策定する運びとなりました。

本計画は、熊谷市、大里町、妻沼町（以下「１市２町」といいます。）の合併後の、新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づいた総合的、計画的な施策項目を定めて、その実現を図ることにより１市２町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指すものです。

本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

また、計画の期間は、平成１７年１０月から令和８年３月までとします。

第１章　合併の必要性

1-1　日常生活圏の拡大

交通基盤整備や情報通信手段の発達により、日常生活圏は行政の区域を越えて飛躍的に広がっています。それに伴い、広域的な視点に立った交通体系や公共施設の整備が必要とされています。

１市２町では、通勤、通学、買い物、医療などの分野で、既に市町の枠を超えて一体化しており、広域行政も同じ枠組みで行っています。今後は、合併によりさらに効率的・一体的なまちづくりを進め、住民の利便性の向上や地域間の連携を深める必要があります。

1-2　行財政基盤の強化

近年、わが国では、少子高齢社会の進行、財政状況の悪化、地方分権の進展など社会経済情勢が大きく変化しています。

急速な少子高齢化は、医療や福祉の分野などで新たな歳出増が予想されると同時に、生産年齢人口（15 歳から 64 歳までの人口）の減少に伴う税収の減少により健全な財政運営に支障をきたすおそれがあります。

また、国の推進する三位一体の改革では、交付税の財源保障機能全般について、見直し、縮小することが基本方針として決定されています。

さらに、住民に身近な行政は出来るだけ住民に身近な市町村で行うという地方分権が実行段階を迎え、市町村は自己決定・自己責任の原則に基づき、主体的に行政を進めていくことを求められ、これまで以上に市町村の行財政基盤の充実強化を図るとともに、自治体としての政策立案能力を高めることが必要となります。

こうしたことから、将来にわたり、住民福祉の向上を図るため、合併により、簡素で効率的な行財政運営、専門性の高い職員の確保、自立性の高い財政力の確立など、総合的な観点から行財政基盤を強化してまいります。

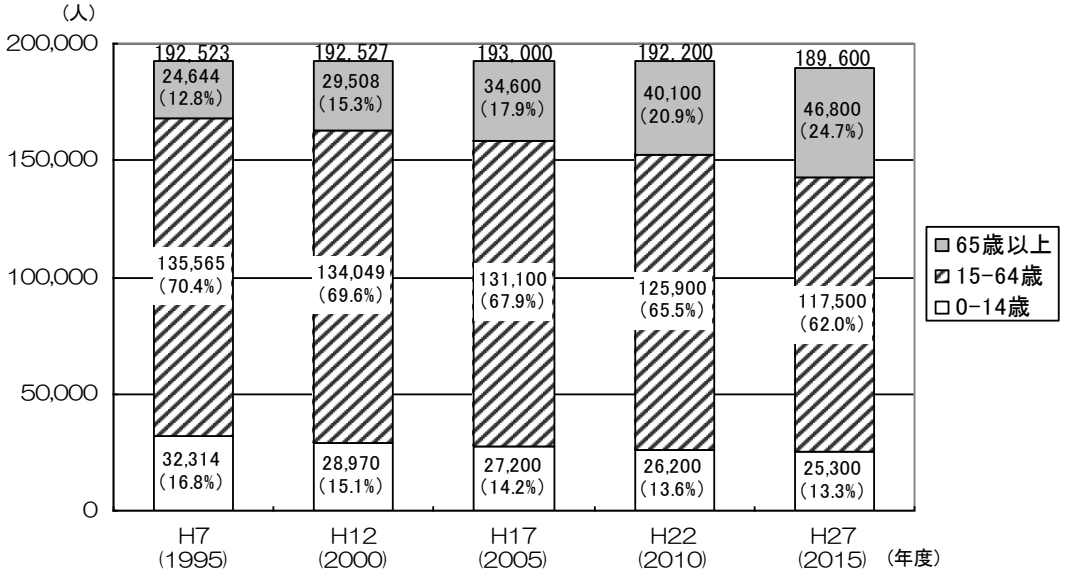

図 1-1　１市２町の推計人口（年齢層別）

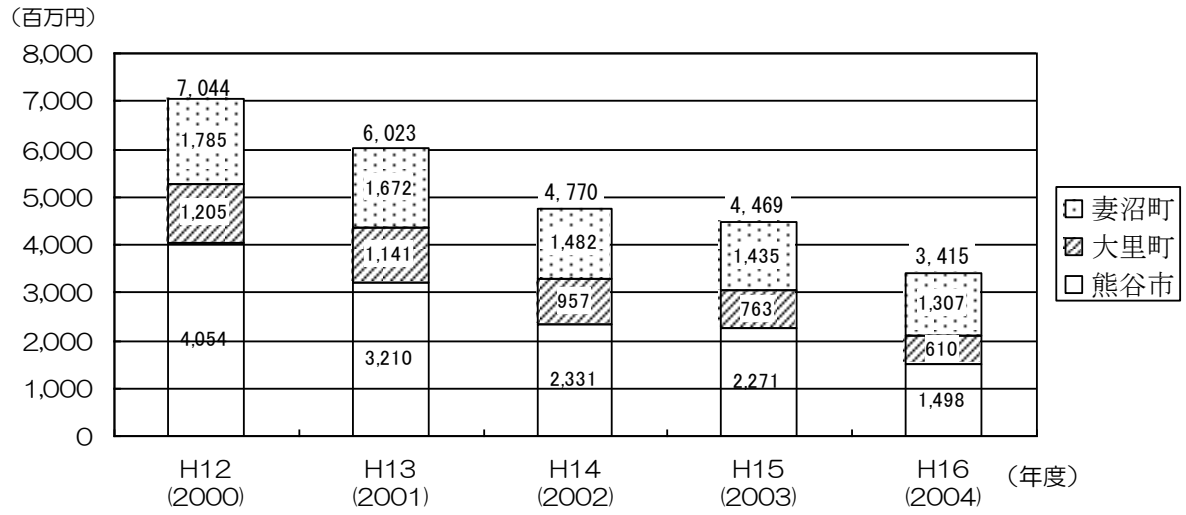

図 1-2　普通交付税額の推移

1-3　新市のさらなる飛躍

新市は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に大里町が、都市開発区域に熊谷市がそれぞれ指定されており、また、多極分散型国土形成促進法や首都圏基本計画などにより、業務核都市として都市機能の集積を図ることが位置付けられています。

合併により、新市は、これまで培われてきた１市２町それぞれの歴史・文化や地域特性を活かしながら、県等と連携を図りつつ都市機能の集積や豊かな地域産業の振興をはじめ広域交通網等の強化などを積極的に進め、埼玉県北部の自立した中心都市としてはもとより、関東甲信越地域の広域ネットワークを形成する都市としてさらなる飛躍をめざしていきます。

第２章　新市の現況

2-1　位置・地勢

- 新市は、関東平野のほぼ中心部にあり、東京都心から５０～７０km 圏に位置しています。
- 新市は、首都圏にありながら、郊外には広大な農地や屋敷林等の田園風景を形成し、平坦な地形で、荒川と利根川の二大河川の流域に位置しているため肥よくな大地や自然環境に恵まれています。この肥よくな大地は、古くから農業生産を盛んにし、特に小麦の生産高は国内有数となっています。
- 荒川右岸の工業団地には、豊富な水を利用した製紙、食品等の産業群が集積しています。

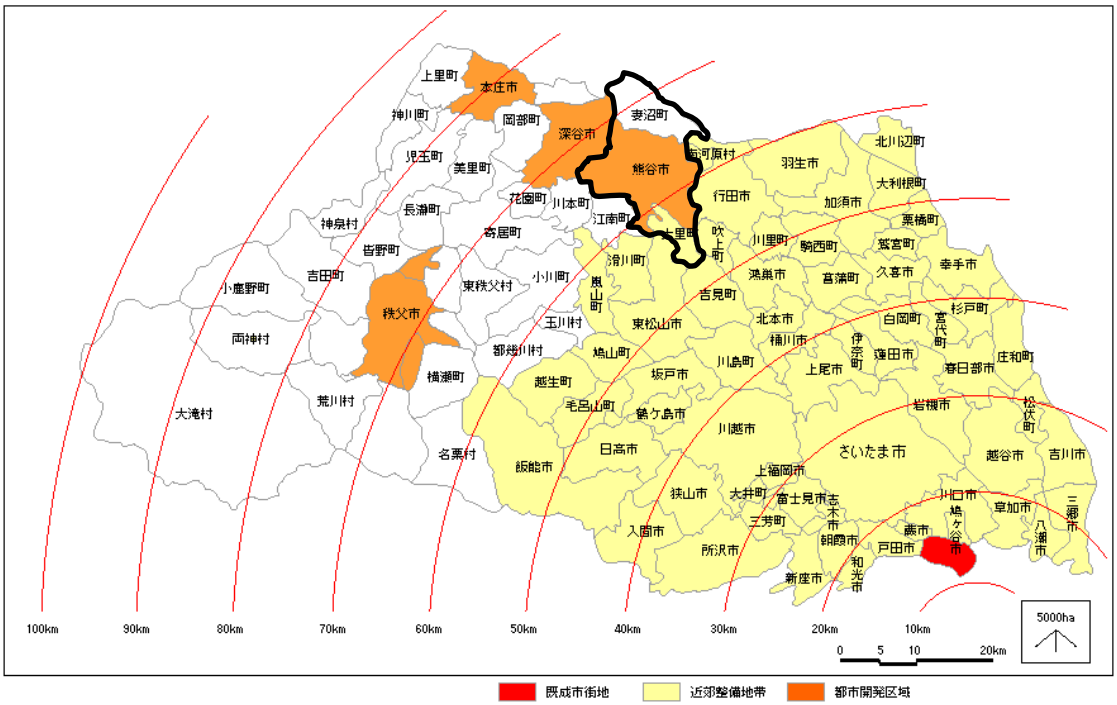

図 2-1　首都圏整備法で指定された区域（埼玉県）

2-2　面積

- 新市の区域は、南北に約 20ｋｍ、東西に約 14ｋｍで、面積は 137.03ｋ㎡です。

2-3　人口

- 新市の人口は、昭和 55 年に約 16.8 万人でしたが、20 年後の平成 12 年には約 19.3 万人に増加しました。
- 主な通勤・通学先は、自市町内の割合が最も高く、約３０％（大里町）～約５６％（熊谷市）を占めています。また、大里町、妻沼町の町外通勤・通学先ではいずれも熊谷市が一番多く、熊谷市を中心とした結びつきが強いことが伺えます。
- 熊谷市は、県北地域における中心的な役割を担っており、昼間人口比率が１を超える、首都圏でも珍しい自立都市を形成しています。

2-4　産業構造

- 新市の産業別就業人口は、第一次産業５%、第二次産業 31%、第三次産業 64%となっており、県平均と比較して第一次産業の割合が少し高く、第三次産業の割合が低くなっています。特に第一次産業の割合は、妻沼町では 12%、大里町では 10%と、県平均の約２%を大きく上回っています（平成 12 年国勢調査）。
- 新市の農家一戸当たり農業産出額は 240.6 万円／戸となっており、県平均の 234.2 万円／戸をやや上回り、妻沼町では県平均の１.５倍程度の 380.9 万円／戸を示しています（平成 14 年版埼玉県統計年鑑）。
- 製造品年間出荷額は、新市全体で平成 11 年から 13 年において、それぞれ約 7,470 億円、7,870 億円、8,010 億円となっており、平成 11 年以後回復傾向にあります（各年の工業統計調査）。
- 新市の従業員一人当たりの小売販売額は、約 1,780万円／人で、特に熊谷市は約 1,850 万円であり、県平均の約 1,670 万円／人を上回っています（平成 14 年商業統計調査）。

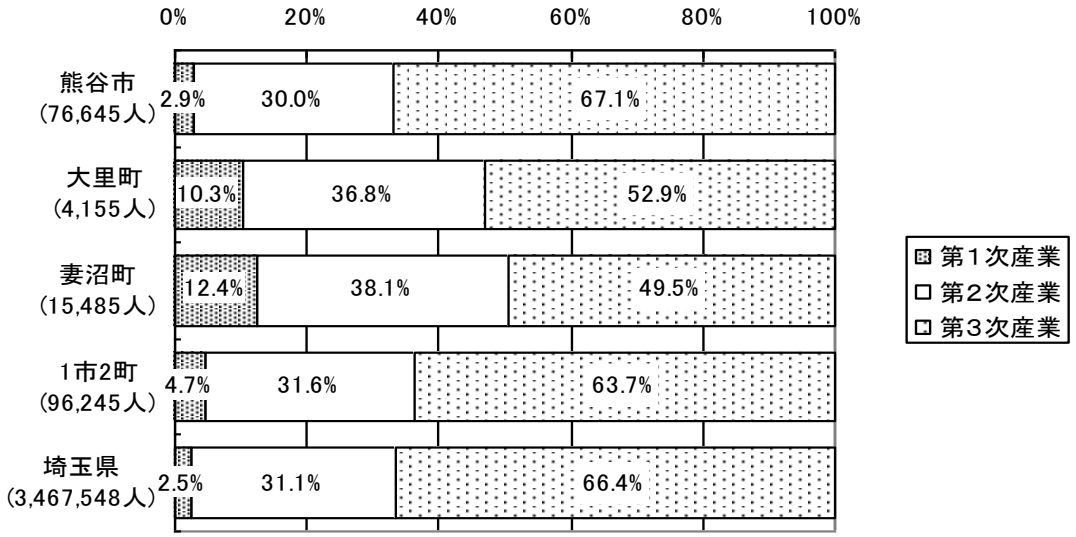

図 2-2　産業別就業人口

資料）「平成 12 年国勢調査」

注）分類不能の産業は、除く。

第３章　住民の意向

3-1　住民が期待する合併効果

住民が期待する合併の効果は、※住民アンケートによると、図３－１のとおりです。

特に、期待されている効果は、『組織の効率化など、行政経費を削減（50.0%）』や『地域の自主性を尊重した個性的なまちづくりや行政サービス（46.3%）』であり、住民のおよそ半数がこれらの効果を期待していることになります。

また、『地域のイメージや活力の向上（36.9%）』や『行政サービスの高度化・多様化（28.2%）』、『広域的・総合的な視点による地域基盤整備（26.8%）』、『利用できる文化・スポーツ施設などが増え、利用しやすくなる（24.0%）』などの効果も期待されています。

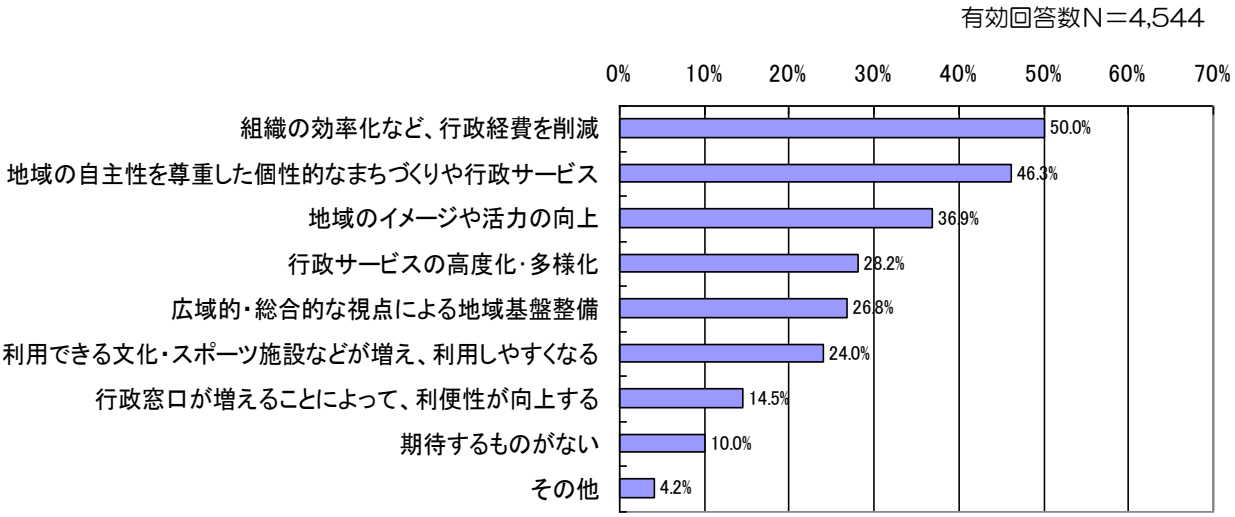

図 3-1　合併により期待されること（※住民アンケートより）

※住民アンケートは、平成 15 年８月に１市３町で実施したものです。上図のグラフは、回収したアンケートを、居住地の回答をもとに、１市２町にお住まいの方の回答を再集計したものです。

3-2　住民が考える将来都市像

住民が考える将来の都市像は、※住民アンケートによると、図３－２のとおりです。

特に回答が多かったのは、『高齢者・障害者福祉が充実した「福祉の行き届いたまち」（58.9%）』や『事故や災害・犯罪の少ない「安全・安心のあるまち」（55.5%）』であり、半数以上の方が、これらの都市像を思い描いていることになります。

また、『産業が盛んで雇用環境の整った「働きやすいまち」（47.1%）』や『医療や健康増進に熱心な「健康・長寿のまち」（46.0%）』を将来都市像として考えている方も大勢います。

こういった、住民アンケートの結果も参考にして、第５章では『新市の将来都市像』を定めています。

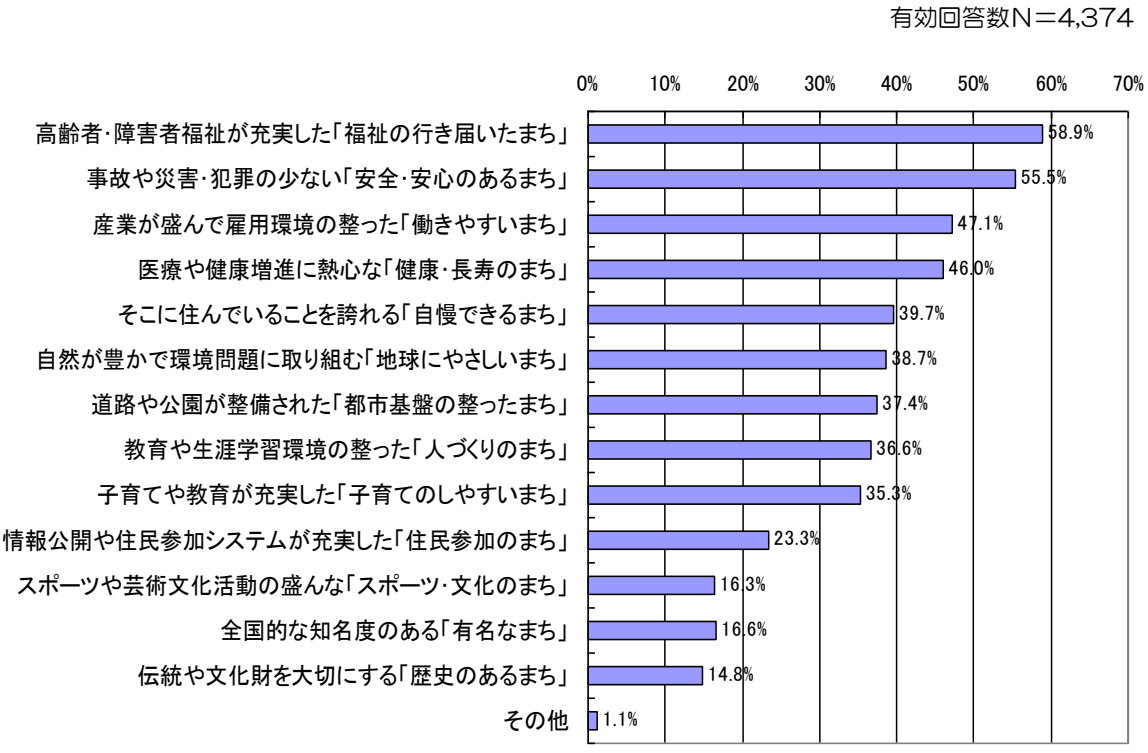

図 3-2　住民が考える将来都市像（※住民アンケートより）

※住民アンケートは、平成 15 年８月に１市３町で実施したものです。上図のグラフは、回収したアンケートを、居住地の回答をもとに、１市２町にお住まいの方の回答を再集計したものです。

第４章　主要指標の見通し

4-1　人口

新市の人口は、平成７年（1995 年）と平成 12 年（2000 年）の国勢調査結果（性別年齢別５歳階級の人口動向）を基に※コーホート法により推計すると、平成 17 年（2005 年）には、193,000 人にまで人口増加が見込まれますが、その後は緩やかに減少すると推計されます。

新市の少子高齢化の傾向は、平成 12 年の国勢調査時には、15.3%であった老年人口比率が、推計では、平成 27 年（2015 年）に、約 25%（４人に１人）となり、少子高齢化対策を進めていくことが必要です。

※コーホート法

将来の人口が近年の人口増減の変化率で推移すると仮定し、過去の人口データをもとに将来人口の推計を行う計算方法です。

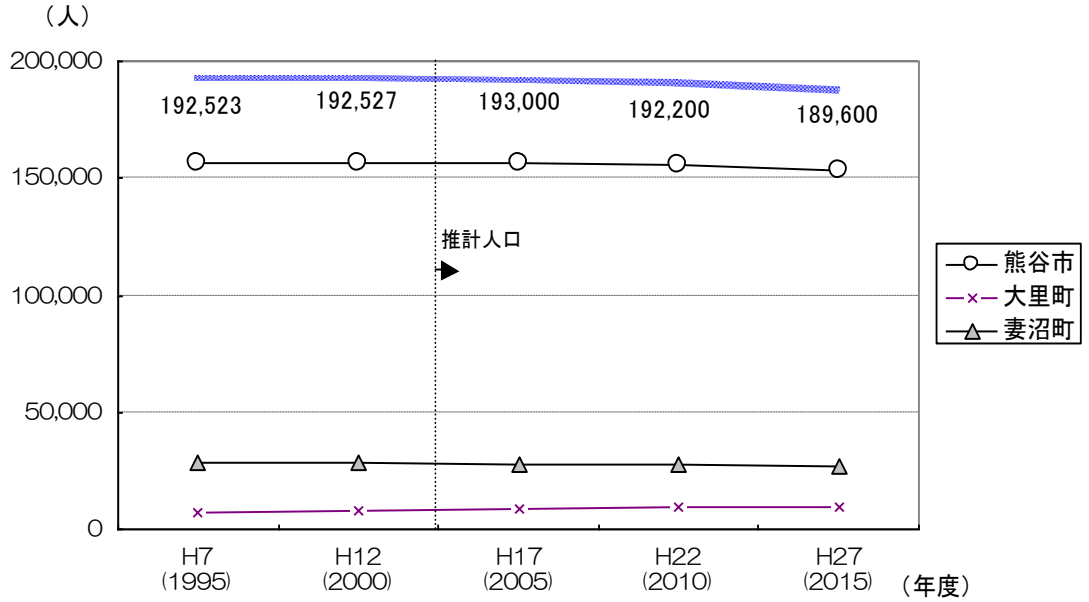

図 4-1(1)　新市の推計人口（H17(2005)-H27(2015)）

上記の人口は財政状況の将来推計を実施するための基礎資料であり、大規模開発等による人口の増加を見込まない方法で推計したものです。したがって、新市の将来の目標人口とは性格が異なる数値です。

魅力あるプロジェクトの展開により、継続的な将来人口の増加が期待されます。

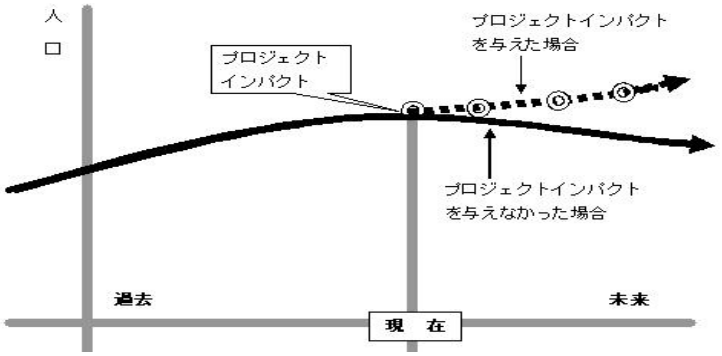

図 4-1(2)　魅力あるプロジェクトによる人口増加

4-2　財政

平成 15 年度の普通会計の歳出総額は、熊谷市が約 470 億円、大里町が約 31 億円、妻沼町が約 83 億円であり、これを合計すると約 584 億円という規模になっています。

１市２町の平成 15 年度の※財政力指数は、熊谷市が 0.880、大里町が 0.450、妻沼町が 0.645 となっています。

１市２町の平成 15 年度の※実質収支は、黒字になっています。

１市２町の平成 15 年度の※公債費比率は、熊谷市が 14.5%、大里町が 7.7%、妻沼町が 11.5%であり、一般的に財政の弾力性が阻害されるといわれる 15%の範囲内には収まっています。

１市２町の平成 15 年度の※自主財源比率は、熊谷市が 62.2%、大里町が 45.8%、妻沼町が 50.0%となっています。

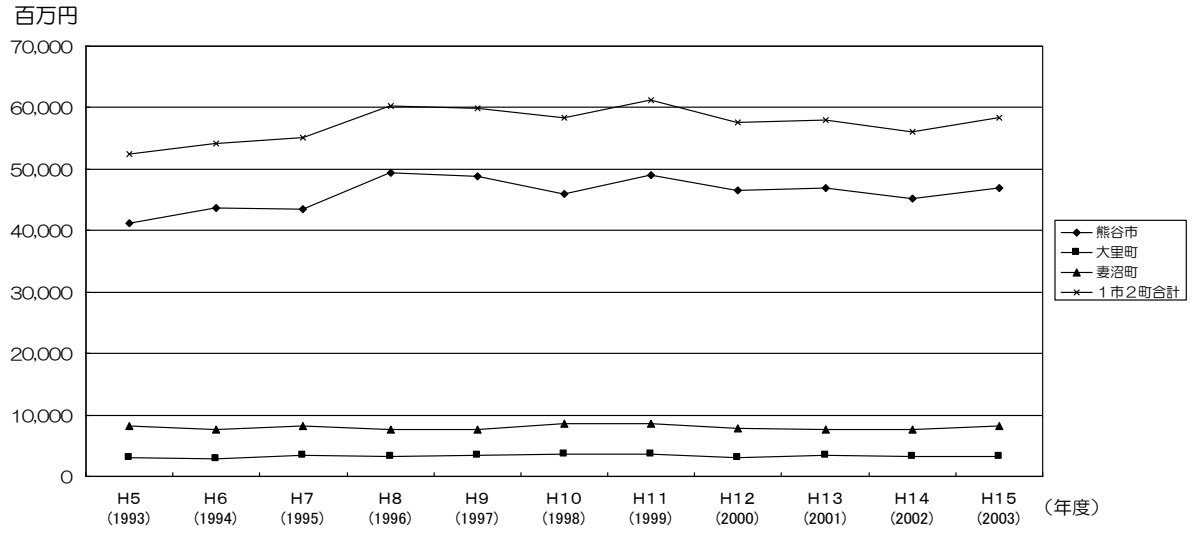

図 4-2　財政規模の推移

※財政力指数

自治体の財政力を判断する指標です。地方交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去３年間の平均値を用いて評価したもので、数値が高いほど財政力を有しているといわれています。

※実質収支

歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を控除した決算額をいいます。

※公債費比率

地方債発行規模の妥当性を判断するための指標の一つで、地方債の元利償還金の標準財政規模に占める割合をいいます。

※自主財源比率

自治体が自主的に収入しうる財源が歳入全体に占める割合をいい、この比率は高いほど良いといわれています。自主的に収入しうる財源とは、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入などをいいます。

第５章　新市建設の基本方針

5-1　新市建設の基本理念

新市は、鉄道や幹線道路など広域交通網の要所であり、国・県の施設をはじめ多くの民間企業が立地するなど、関東甲信越地域の広域ネットワーク都市として政治・経済・人・文化の交流拠点になっています。

また、荒川と利根川の二大河川を有し、広大な水辺環境や緑豊かな田園などの自然に恵まれています。

新市は、こうした地域特性を活かし、活力ある自立したまちづくりを進めることが重要です。

こうした地域特性を踏まえた上で、協議会での議論及び※住民アンケート結果等から、まちづくりの根幹として、次のような考え方が導かれました。

・医療・福祉の充実や防犯対策など「安全・安心」のあるまち
・それを実現するための地域経済の自立や活力のあるまち
・地域コミュニティによる支えあいのあるまち
・住民と行政が協働し、産業の振興や新たな地域の魅力を創造していくことで、高齢化や厳しい財政状況など社会の変化に対応できるまち

これらを踏まえ、新市建設の基本理念は、次のとおりとします。

自立・共生

多様化する住民サービスや地方分権の進展に対応できる自治体の確立をめざすとともに、地域コミュニティに根ざした支えあい・ふれあいのまちづくりを行う。

安全・安心のまちづくり

子供からお年寄りまですべての人が安心して住める、災害や犯罪の少ない福祉の行き届いたまちづくりを行う。

活力あるまちづくり

農工商のバランスのとれた産業振興により、広域的な拠点都市として、さらなる飛躍をめざす。

住民と行政の協働によるまちづくり

住民自らがまちづくりの主役となり、行政と協働してまちづくりを行う。

※住民アンケートは、平成１５年８月に１市３町で実施したアンケートを指します。

5-2　将来都市像と６つの分野

新市建設の基本理念を踏まえ、すべての住民が真に豊かな生活をおくることができるよう、新市の将来都市像を以下のとおりとします。

「みんなで創る　自立・安心・元気なまち」

～県北拠点都市のさらなる飛躍をめざして～

将来都市像実現のための６つの分野

【元気なまち】

- 分野１　ひと・文化
- 分野２　産　業

【自立したまち】

- 分野３　住民・行政

【安心なまち】

- 分野４　生活環境・自然環境
- 分野５　保健・福祉・医療
- 分野６　社会基盤

5-3　土地利用構想について

新市においては、地域の均衡ある発展をめざし、機能的で魅力あるまちづくりを進めるため、それぞれの地域特性を活かした機能分担と連携を図り、次のような視点から土地利用を考えていきます。

①　生活環境拠点

生活にかかわりの深い行政機関等の一極集中を避け、新市全域の均衡ある発展をめざし、公的機関やにぎわいある商業施設の立地などにより、現在の地区がもっている中心性を継承した地区拠点の形成を進めます。

また、県北地域の中心都市としての先進性や多様性のある住民活動を支援する行政的拠点やにぎわいある商業的拠点の形成を進めます。

②　機能的拠点

新市の活性化に向け、産業・流通施設や教育・文化施設、観光集積地などを機能的拠点に位置付け、理想的な配置を進めます。

③　水辺と緑の自然ゾーン

荒川や利根川など、先人たちが大切にしてきた自然を尊ぶとともに、身近な自然環境とふれあえる水辺と自然ゾーンの形成を進めます。

④　主要幹線交通軸

新市が県北はもとより関東甲信越地域におけるネットワーク形成都市として発展するために、広域交通網の拠点としての機能を持ち周辺地域との連携を実現する主要幹線交通軸の確保をめざします。

⑤　交流交通軸

新市の周辺地域との連携を補完する交通軸の確保を進めます。

⑥　地域内連携

生活環境拠点や機能的拠点を結び、新市における地域内連携の強化を進めます。

⑦　その他地区

上記の骨格的機能以外の地区においては、豊かな地域を支える農地の保全や治水などに配慮するとともに、道路や上下水道などの生活基盤の維持・整備を進めます。

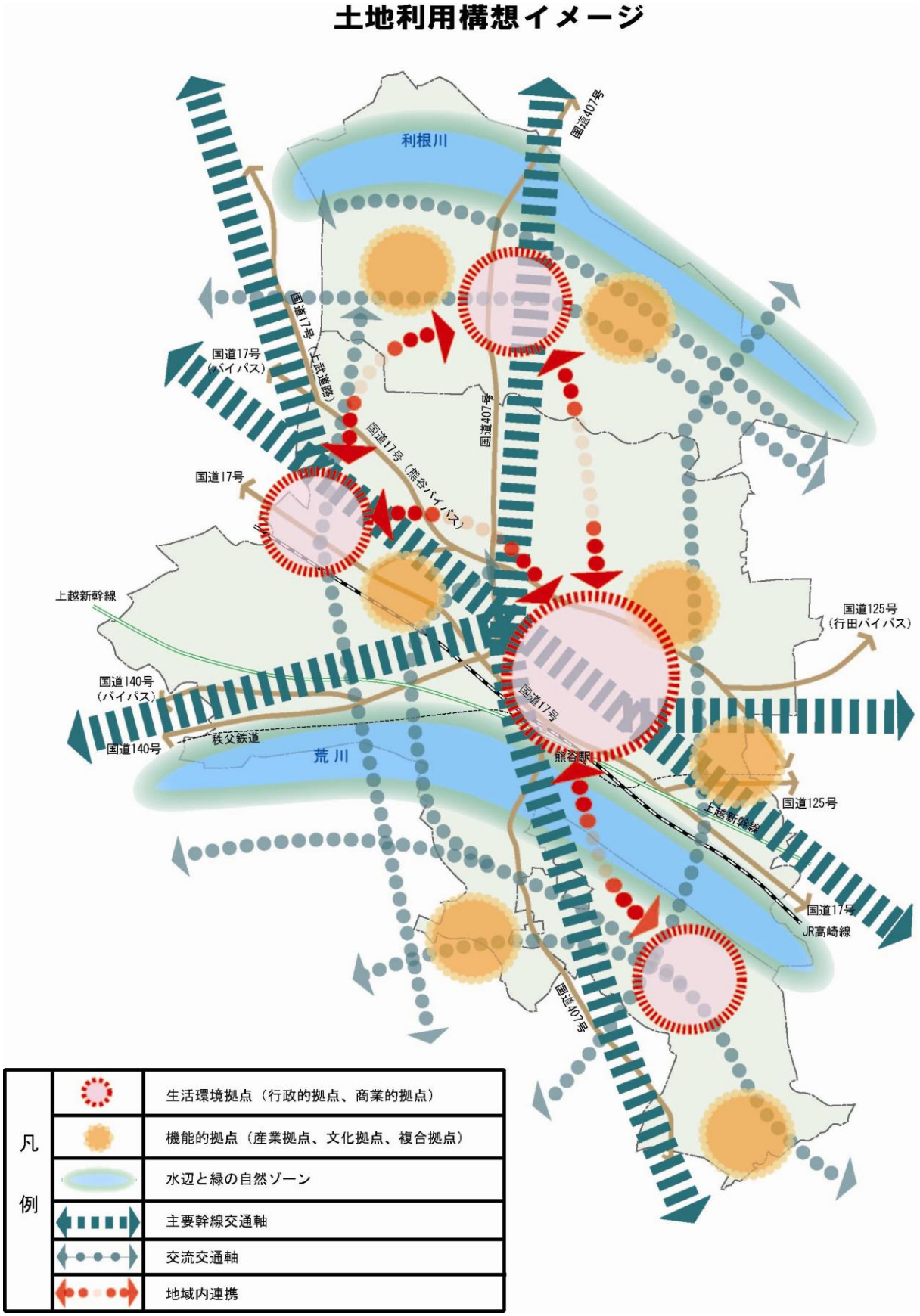

図 5-1　土地利用構想イメージ

第６章　新市の施策

6-1　新市の施策

『みんなで創る　自立・安心・元気なまち』という将来都市像を実現するためのまちづくりは、日々の生活の様々な場面・分野にかかわっており、住民と行政が協働して推進する必要があります。

施策の推進にあたっては、１市２町の総合振興計画をはじめとする既存の関連計画に配慮しながら、新市としての一体性を速やかに確立するとともに、新たなまちづくりの視点に立って、計画的に実施していくことが大切です。

なお、これらの施策の推進にあたっては、ボランティアの活用や産業・行政・教育機関などとの連携を図ります。

また、事務事業評価の導入など住民の要求や社会環境の変化に適切に対応していくようにつとめるとともに、人にやさしいまちづくりを進めます。

施策の体系

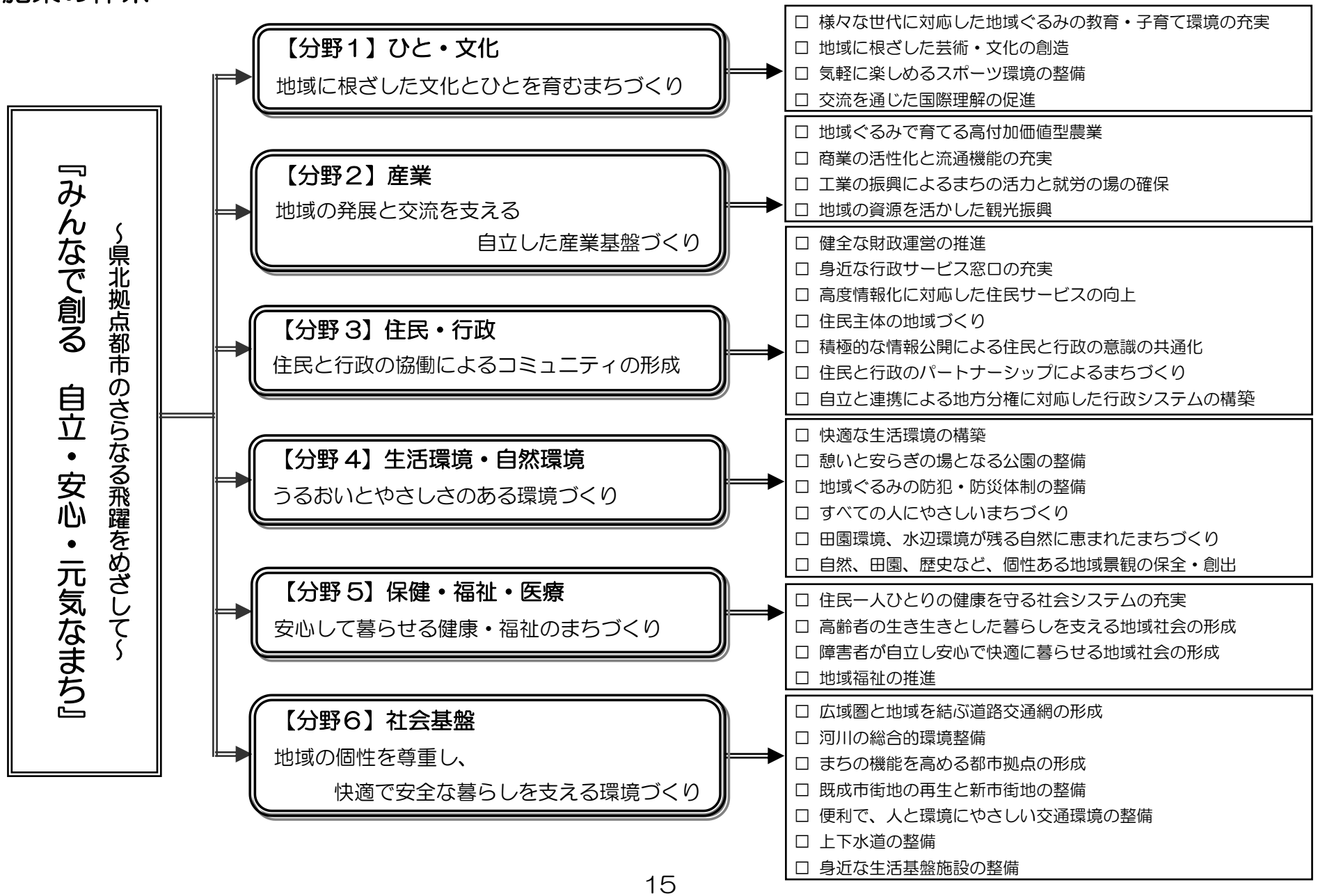
『みんなで創る　自立・安心・元気なまち』
～県北拠点都市のさらなる飛躍をめざして～
【分野１】ひと・文化
地域に根ざした文化とひとを育むまちづくり
□ 様々な世代に対応した地域ぐるみの教育・子育て環境の充実
□ 地域に根ざした芸術・文化の創造
□ 気軽に楽しめるスポーツ環境の整備
□ 交流を通じた国際理解の促進
【分野２】産業
地域の発展と交流を支える
自立した産業基盤づくり
□ 地域ぐるみで育てる高付加価値型農業
□ 商業の活性化と流通機能の充実
□ 工業の振興によるまちの活力と就労の場の確保
□ 地域の資源を活かした観光振興
【分野３】住民・行政
住民と行政の協働によるコミュニティの形成
□ 健全な財政運営の推進
□ 身近な行政サービス窓口の充実
□ 高度情報化に対応した住民サービスの向上
□ 住民主体の地域づくり
□ 積極的な情報公開による住民と行政の意識の共通化
□ 住民と行政のパートナーシップによるまちづくり
□ 自立と連携による地方分権に対応した行政システムの構築
【分野４】生活環境・自然環境
うるおいとやさしさのある環境づくり
□ 快適な生活環境の構築
□ 憩いと安らぎの場となる公園の整備
□ 地域ぐるみの防犯・防災体制の整備
□ すべての人にやさしいまちづくり
□ 田園環境、水辺環境が残る自然に恵まれたまちづくり
□ 自然、田園、歴史など、個性ある地域景観の保全・創出
【分野５】保健・福祉・医療
安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり
□ 住民一人ひとりの健康を守る社会システムの充実
□ 高齢者の生き生きとした暮らしを支える地域社会の形成
□ 障害者が自立し安心で快適に暮らせる地域社会の形成
□ 地域福祉の推進
【分野６】社会基盤
地域の個性を尊重し、
快適で安全な暮らしを支える環境づくり
□ 広域圏と地域を結ぶ道路交通網の形成
□ 河川の総合的環境整備
□ まちの機能を高める都市拠点の形成
□ 既成市街地の再生と新市街地の整備
□ 便利で、人と環境にやさしい交通環境の整備
□ 上下水道の整備
□ 身近な生活基盤施設の整備

6-2　分野ごとの施策

～ 分野１：ひと・文化 ～

〔地域に根ざした文化とひとを育むまちづくり〕

住民一人ひとりの個性を互いに尊重しつつ、荒川・利根川のもたらした肥よくな大地に受け継がれてきた各地の歴史や生活様式など、地域に根ざした文化を活かし、やさしく、思いやりがあり、こころの豊かなひとを育むまちづくりをめざします。

（１）様々な世代に対応した地域ぐるみの教育・子育て環境の充実

① 学校教育環境の充実

身近な教育施設の充実や家庭・学校・地域の連携などにより、地域ぐるみの教育環境を形成します。

② 青少年の健全育成

家庭・学校・地域が連携し、青少年の健全育成を地域で支えます。

③ 子育て支援の充実

学童保育の実施や公共交通と連携した保育施設の整備など、子育て支援を充実させます。

④ 生涯学習の推進

子どもからお年寄りまで、いつでも参加できる多様な学習機会と学習情報を提供し、住民一人ひとりの学習意欲に応えます。

（２）地域に根ざした芸術・文化の創造

① 文化財の保存・活用

伝統芸能や歴史的建造物・史跡など、地域に根ざした文化を保護し、伝承するとともに、文化に親しむ心、郷土を愛する心を育み、地域文化の創造を推進します。

② 芸術・文化活動の支援

既存の文化施設を活用し、芸術文化活動の支援を図ります。

（３）気軽に楽しめるスポーツ環境の整備

① スポーツ・レクリエーション環境の整備

スポーツ・レクリエーション施設の充実と有効活用を進め、住民みんなが気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション環境を整えます。

（４）交流を通じた国際理解の促進

① 国際交流活動の支援

国際交流活動の推進などにより、国際理解を深めるとともに、国際感覚を持った人材を育成します。

□ 様々な世代に対応した地域ぐるみの教育・子育て環境の充実

施策項目	主要事業
学校教育環境の充実	耐震診断・耐震補強工事の計画的な実施
	老朽化施設の計画的整備
	教育内容の多様化に対応した教育環境の整備
	教職員の研修内容の充実
	地域ボランティアを活用した教育環境の形成
青少年の健全育成	地域活動・福祉ボランティア、学習活動への参加支援
	子どもたちが元気に遊べる地域コミュニティの形成
	非行防止活動の展開
子育て支援の充実	学童保育の実施
	多様な保育サービスに対応するため、子育て支援センターを併設した保育施設の計画推進
	乳幼児子育てサークルの企画支援
	児童館施設の計画的整備
生涯学習の推進	生涯学習推進計画の策定と庁内推進体制の整備
	多様な学習機会と学習情報の提供
	生涯学習関連施設の整備充実

□ 地域に根ざした芸術・文化の創造

施策項目	主要事業
文化財の保存・活用	国指定史跡への指定促進による遺跡の保存・活用
	考古資料等を保管・整理・研究・展示する施設の計画推進
	郷土芸能等の保存と振興
芸術・文化活動の支援	優れた芸術と質の高い文化に触れる機会の拡充
	住民の主体的な芸術文化活動の支援
	各種文化団体の育成とイベント等による音楽と芸術のまちづくりの推進

□ 気軽に楽しめるスポーツ環境の整備

施策項目	主要事業
スポーツ・レクリエーション環境の整備	気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の整備
	一人１スポーツの実践
	団体育成、指導者養成等によるスポーツ活動の推進

□ 交流を通じた国際理解の促進

施策項目	主要事業
国際交流活動の支援	姉妹都市等との国際交流事業の展開
	国際交流活動の支援、国際意識の啓発

～ 分野２：産業 ～

〔地域の発展と交流を支える自立した産業基盤づくり〕

職住が近接したバランスのとれた産業構造を維持し、新幹線駅などの交通の要所をもつ県北の交流拠点としての機能を活かすことにより、安定した経済活動と活気あふれた中心性を合わせ持つ自立した産業基盤づくりをめざします。

（１）地域ぐるみで育てる高付加価値型農業

① 高付加価値型農業の展開

歴史的に地域を支えてきた米麦や野菜などの農業経営の安定化を図るために、企業的経営農家の育成や有機センターの堆肥を活用した特別栽培、農産物のブランド化とＰＲ等により、高付加価値型農業を展開します。

② 地域ぐるみで育てる農業

地域の原風景としての田園保全や治水面での必要性などへの理解を高めるため、市民農園などによる農業に親しむ機会を創出し、地域ぐるみで育てる農業を推進します。

（２）商業の活性化と流通機能の充実

① 中心市街地商業の活性化

商業集積の促進などにより、中心市街地の商業の活性化を図ります。

② 特色ある商業地の整備

門前町風情などを活かした商店街整備や共同駐車場の整備など、特色ある商業地整備を進めます。

③ 地域商業の活性化

近所での買い物などの利便性確保の観点から、身近な商店の魅力づくりを支援し活性化を図ります。

④ 流通機能の充実

経済社会の変化に対応する広域での拠点性確保に向けた卸売業の強化、流通機能の充実を図ります。

（３）工業の振興によるまちの活力と就労の場の確保

① 地域工業の振興

産業・行政・教育機関の連携によるまちの活力となる新規産業の創造、地域に根づいた工業やベンチャー企業の育成などにより、工業の振興を進めるとともに、住民の身近な就労の場を確保・創出します。

（４）地域の資源を活かした観光振興

① 地域資源を活用した観光振興

地域の歴史的資源及び「荒川」や「利根川」などの水辺環境、スポーツ公園や各種スポーツ施設などのレクリエーション施設、「祭り」や「花火大会」などのイベントなど、多彩な地域資源を活用して、観光の振興や交流の促進を進めます。

□ 地域ぐるみで育てる高付加価値型農業

施策項目	主要事業
高付加価値型農業の展開	米・小麦・野菜などの特産品を活用した地産地消の展開
	※菜色美人ブランドなどの特別栽培により農作物の高付加価値、高品質化を促進
	収益性の高い地域農産物の生産や加工品の開発、広報の推進
	食の安全・安心を守るため、生産から出荷までの過程を明確にする農業情報システムの確立
	農産物加工所・直売所等の整備と活用
	農業経営の安定を図るため、認定農業者の確保や特色ある経営農家を育成
	県営ほ場整備事業等による土地基盤整備の推進
地域ぐるみで育てる農業	農業理解教育事業の推進
	新規就農希望者に対する研修や融資等の支援体制の充実
	ふれあい農園等による、住民が農業に親しむ機会の創出

※菜色美人ブランド
　ＪＡ全農共販野菜ブランド「菜色美人」事業のこと。高品質、高鮮度、健康、安全性、地域特産をテーマに生産を行うことで、他の商品と区別して出荷される。

□ 商業の活性化と流通機能の充実

施策項目	主要事業
中心市街地商業の活性化	※チャレンジショップや※プレミアム商品券発行等の支援による中心市街地商業の活性化
	商業集積の促進による中心市街地商業の活性化
特色ある商業地の整備	門前町風情などの特色ある地域資源の活用
	「まちの顔」となる中心市街地の周辺道路や駐車場等整備計画の推進
地域商業の活性化	地域に根ざした商業の振興
流通機能の充実	卸売機能の充実・強化
	物流拠点としての流通機能の集積・強化

※チャレンジショップ
　空き店舗を利用して、商店の起業を希望する者が開設する店舗のこと。地方公共団体・商工会議所・商店街などが，空き店舗対策や新規事業者の育成などを目的に行うもの。
※プレミアム商品券
　商品券の額面に一定金額を上乗せする商品券のこと。商店街振興の手段として活用される。

□ 工業の振興によるまちの活力と就労の場の確保

施策項目	主要事業
地域工業の振興	創業・起業活動の促進
	新製品開発・新分野進出への支援
	地場産業の振興と地域経済の活性化を図るための企業誘致の促進
	工業の振興に資する良好な工業団地等の事業環境の整備

□ 地域の資源を活かした観光振興

施策項目	主要事業
地域資源を活用した観光振興	地域の観光資源や特産物の活用
	地域の活性化に資する祭り行事等の支援
	観光資源としての活用に向けた歴史的建造物の保存・修理事業の支援

～ 分野３：住民・行政 ～

〔住民と行政の協働によるコミュニティの形成〕

透明性が高く効率的で地域に目が行き届く行政システムの構築を図ることが大切です。これにより、住民のアイデアや工夫を活かした新しく魅力的なまちの創造をめざします。

（１）健全な財政運営の推進

① 効率的な財政運営

効率的・重点的な事業実施や自主財源の確保に向けた取組の強化などにより、健全な財政運営を推進します。

（２）身近な行政サービス窓口の充実

① 行政サービス窓口の充実

地域に身近な行政サービスの窓口を設け、顔の見える行政をめざします。

（３）高度情報化に対応した住民サービスの向上

① 電子自治体の推進

高度情報化に対応し、住民サービスの向上を図ります。

（４）住民主体の地域づくり

① 住民主体の地域づくり

コミュニティ活動や祭り・まちづくりイベントの充実等により、コミュニティ意識を高め、住民主体の地域づくりをめざします。

（５）積極的な情報公開による住民と行政の意識の共通化

① 情報公開活動の充実

情報システム等を利用した情報公開など、広報広聴活動を積極的に推進し、住民と行政の意識の共通化を図ります。なお、個人情報の保護を徹底した行政運営に努めます。

（６）住民と行政のパートナーシップによるまちづくり

① 住民活動の支援

ボランティアや NPO 活動を促進し、住民と行政のパートナーシップ（協力体制）によるまちづくりを進めます。

② 人権尊重社会の実現

同和問題をはじめとした様々な人権問題の解決を図り、真に人権が尊重されるまちづくりをめざします。

③ 男女共同参画の推進

男女共同参画社会を形成し、すべての人の意見に耳を傾けたまちづくりを進めます。

（７）自立と連携による地方分権に対応した行政システムの構築

① 自立した行政システム

地方分権に対応した行政システムを構築し、簡素で効率的な行政運営を行います。

② 広域行政の推進

関連市町村や国・県等との連携を強化し、広域的な行政運営を進めます。

□ 健全な財政運営の推進

施策項目	主要事業
効率的な財政運営	経常経費の節減、起債の抑制、既存の制度・事業の見直しによる健全な財政運営の推進
	※事務事業評価等による施策の重点化と効率的な事務事業の実施
	国・県との連携を強化し、補助・支援制度を活用した効率的な財政運営の展開
	適正な課税と徴収率の向上
	独自の自主税財源の調査・研究
	受益者負担の定期的見直しなどによる使用料・手数料の適正化の推進

※事務事業評価

自治体が行う施策及び事務事業について事前に達成すべき目標を定め、事業の必要性、有効性、効率性等について評価した結果と、事業終了後にその検証を行った結果を公表すること。

□ 身近な行政サービス窓口の充実

施策項目	主要事業
行政サービス窓口の充実	住民生活に密着した業務に対する、既存窓口でのサービス提供
	専門部署の強化や組織の再編による多様な行政需要への的確かつ弾力的な対応の推進

□ 高度情報化に対応した住民サービスの向上

施策項目	主要事業
電子自治体の推進	情報通信技術（ＩＴ）による行政機能・サービスの向上
	ＩＴを活用した双方向の情報交換の推進
	電子申請・申告の導入による事務の効率化

□ 住民主体の地域づくり

施策項目	主要事業
住民主体の地域づくり	自治会活動や祭の充実等によるコミュニティ意識の高揚
	コミュニティ施設整備の推進
	住民意向の的確な把握による住民参画体制の構築

□ 積極的な情報公開による住民と行政の意識の共通化

施策項目	主要事業
情報公開活動の充実	インターネット等を活用した情報発信による開かれたまちづくり
	読みやすい広報の作成と配布体制の整備
	アンケートや意識調査、モニター制度等の活用
	情報公開制度の充実
	個人情報保護制度の充実と自己情報の開示請求への対応

□ 住民と行政のパートナーシップによるまちづくり

施策項目	主要事業
住民活動の支援	ボランティア情報を収集・公開する組織体制の構築
	自主的なボランティア活動の支援
	ボランティア活動団体間のネットワークづくりへの支援
人権尊重社会の実現	人権教育・啓発活動の充実
	人権にかかわる相談・救済及び自立支援の推進
男女共同参画の推進	男女共同参画推進センターを活用した、男女共同参画社会の実現に向けての情報発信

□ 自立と連携による地方分権に対応した行政システムの構築

施策項目	主要事業
自立した行政システム	国や県からの事務権限移譲の受け入れ
	自立的行政施策の展開等による効率的で活力のある行政運営
	事務事業評価の導入による事務事業の整理統合等の計画推進
	地域経営の視点に立った行政運営の展開
	職員の定員管理及び給与の適正化
広域行政の推進	国・県等との連携の一層の強化、拡大
	広域行政の推進による関連市町村との連携強化
	県内外の地域との広域連携に向けた交通・情報等のネットワークの充実

～ 分野４：生活環境・自然環境 ～

〔うるおいとやさしさのある環境づくり〕

豊かな自然の保全やうるおいのある生活の実現をめざすとともに、それらを将来に向けて維持していくために、環境への配慮など、やさしい心を育む環境づくりをめざします。

（１）快適な生活環境の構築

① 環境負荷の低い生活基盤の推進

大気汚染等の防止や生活環境の向上と周辺環境への負荷の低減の両面を持つ公共下水道・農業集落排水施設などの社会基盤整備を推進します。

②循環型社会の形成

ごみの減量化、リサイクルの促進により、環境負荷の少ない循環型社会を形成します。

（２）憩いと安らぎの場となる公園の整備

① 公園の体系的整備

心のシンボルとなる拠点形成及び身近な公園の整備と適正な管理を進めます。

（３）地域ぐるみの防犯・防災体制の整備

① 地域ぐるみの防犯対策

安心して暮らせる地域ぐるみの防犯対策を推進します。

② 防災のまちづくり

交通事故などの日常での災害防止と、「荒川」や「利根川」の治水をはじめ総合防災体制の充実・強化を図り、防災のまちづくりを進めます。

（４）すべての人にやさしいまちづくり

① ※ユニバーサルデザインの推進

地域の活動すべてにユニバーサルデザインの思想を取り入れ、人にやさしいまちづくりを進めます。

※ユニバーサルデザイン

障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

（５）田園環境、水辺環境が残る自然に恵まれたまちづくり

① 生態系の保全

面的な広がりを持つ田園環境や池沼や水路などの水辺環境とそこで培われる生態系を保全し、緑豊かな自然に恵まれたまちづくりを進めます。

（６）自然、田園、歴史など、個性ある地域景観の保全・創出

① 地域の個性ある緑地等の保全・創出

緑、花、水辺等からなる自然的景観や田園風景、寺社等の歴史的景観及び街並み景観など、地域の個性ある景観を保全・創出します。

□ 快適な生活環境の構築

施策項目	主要事業
環境負荷の低い生活基盤の推進	※大気基準適用施設への立入及び検査、環境大気中等におけるダイオキシン類濃度調査等の実施
	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の促進
	農業用水及び公共用水域の水質改善を図る農業集落排水事業の実施
循環型社会の形成	家庭用生ごみ処理機等の普及によるゴミの減量化
	再利用できる資源を集団回収する団体への、リサイクル活動推進奨励金の交付
	「環境に配慮した都市」をめざすため、庁舎などの公共施設への太陽光発電システムの導入
	住宅用太陽光発電設備設置の促進

※大気基準適用施設
　排出ガスに含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度が適用される特定施設をいう。

□ 憩いと安らぎの場となる公園の整備

施策項目	主要事業
公園の体系的整備	安全で快適な公園環境の体系的整備と維持管理の推進

□地域ぐるみの防犯・防災体制の整備

施策項目	主要事業
地域ぐるみの防犯対策	自治会等の団体（住民）・学校・自治体・企業と警察の連携による、地域の安全活動の推進
	消費生活相談など市民相談窓口の充実
防災のまちづくり	交通安全教育の推進
	自主防災組織の支援、地域防火の強化、防災対策の充実
	※防災ステーションの整備
	荒川及び利根川の沿川市町村と連携した高規格堤防整備事業の促進

※防災ステーション
　河川防災ステーションのこと。水防活動に必要な資材を備蓄し、水防活動及び災害時の拠点となる施設で、平常時には、地域の人々のレクリエーションの場、河川を軸とした文化活動の拠点として利用する施設です。

□ すべての人にやさしいまちづくり

施策項目	主要事業
ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインによる人にやさしいまちづくりの推進
	ひとにやさしい、安全で快適な道路環境づくりの推進

□ 田園環境、水辺環境が残る自然に恵まれたまちづくり

施策項目	主要事業
生態系の保全	ムサシトミヨなど希少生物の生息環境の整備・保全

□ 自然、田園、歴史など、個性ある地域景観の保全・創出

施策項目	主要事業
地域の個性ある緑地等の保全・創出	緑の協定やふるさとの森などで保全されている緑地や寺社林、屋敷林の保全
	地域の自然的・歴史的景観等の保全

～ 分野５：保健・福祉・医療 ～

〔安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり〕

多くの住民が健康で安心して暮らせる環境を求めています。

そのため、保健・福祉・医療の充実はもとより、地域社会や住民による相互扶助の精神を育むまちづくりをめざします。

（１）住民一人ひとりの健康を守る社会システムの充実

① 健康の保持・増進

自らの健康は自ら守るという意識を高めるとともに、健康増進施設の整備と活用、生涯を通じた健康づくり運動を促進します。

② 地域医療体制の充実・強化

保健センターや医療機関の充実・連携強化及び総合病院の誘致なども含めた地域医療体制の充実・高度化、医療サービスの質と機会の充実・強化を図ります。

（２）高齢者の生き生きとした暮らしを支える地域社会の形成

① 高齢者福祉の充実

在宅福祉サービス、施設サービスの充実により、高齢者が生きがいをもって健康で暮らせる社会を実現させます。

（３）障害者が自立し安心で快適に暮らせる地域社会の形成

① 障害者福祉の充実

在宅福祉サービスや社会参加の促進により、障害者の自立を支援するとともに安心で快適に暮らせる社会を実現させます。

（４）地域福祉の推進

① 地域福祉社会の形成

総合的な福祉計画を策定し、在宅の高齢者、障害者及び介護者、子育て中の家庭などに対し、日常生活、社会参加を支援する事業を展開します。

□ 住民一人ひとりの健康を守る社会システムの充実

施策項目	主要事業
健康の保持・増進	疾病の早期発見に向けた集団検診の充実
	予防接種事業の安全かつ効果的な体制づくり
	地域リハビリ等の充実による、介護予防対策の推進
	乳幼児健診や各種相談事業等の母子保健事業の充実
地域医療体制の充実・強化	医療機関との連携強化による保健センターの充実
	休日・夜間急患診療所の充実
	病診連携や病院同士の連携促進による医療機関の充実
	先進医療機関の誘致

□ 高齢者の生き生きとした暮らしを支える地域社会の形成

施策項目	主要事業
高齢者福祉の充実	高齢者が健康で生きがいのある社会生活ができるよう、福祉施設の整備計画の推進
	在宅福祉及び施設サービスの充実
	高齢者の健康増進と交流の場として、既存の老人福祉施設の有効活用

□ 障害者が自立し安心で快適に暮らせる地域社会の形成

施策項目	主要事業
障害者福祉の充実	在宅福祉サービスや社会参加の促進による自立の支援などの充実

□地域福祉の推進

施策項目	主要事業
地域福祉社会の形成	地域福祉計画の策定
	思いやりの精神を基調にした地域全体での保健、福祉、医療の各分野が連携した地域福祉の推進
	民生委員・児童委員等の活動の強化

～ 分野６：社会基盤 ～

〔地域の個性を尊重し、快適で安全な暮らしを支える環境づくり〕

社会基盤は、人が生活する上で様々な活動を支えています。自然や歴史的風土を大切にし、より安全で快適な日々の活動を促進し、地域の活力を向上させる環境づくりをめざします。

（１）広域圏と地域を結ぶ道路交通網の形成

① 道路交通網の体系的整備

東北自動車道や関越自動車道、国道 17 号などと連絡する広域幹線道路をはじめ、市域全体に係る環状道路や新しい市の拠点間を結ぶ地域内道路など、都市の動脈となる道路交通網を体系的に構築します。

② 広域連携道路の整備促進

利根川新橋や（仮称）青山熊谷線バイパス、（仮称）新熊谷大橋など、広域圏との連携強化を図り、地域の利便性や魅力向上に資する道路整備を促進します。

（２）河川の総合的環境整備

① 河川空間の有効利用

荒川の野鳥の森や利根川のグライダー滑空場などの独自の地域資源をさらに強化し、親水環境づくりや※水辺プラザなど、河川空間の有効利用を推進します。

※水辺プラザ

地域の交流の拠点にふさわしい水辺空間として、勾配の緩い堤防や水に親しむことの出来る護岸、水辺の広場などの整備を行うこと。国土交通省から「水辺プラザ」の登録・指定を受けて実施する。

（３）まちの機能を高める都市拠点の形成

① 機能的拠点地区の形成

県と推進する「北部地域振興交流拠点施設（仮称）」などの業務核都市の機能を担う広域的拠点のほか、文化施設の集積や商業施設の集積、スポーツ施設の集積など、機能的拠点地区の形成を図ります。

（４）既成市街地の再生と新市街地の整備

① 新市街地の整備

既成市街地の再生・活性化を図るとともに、市内の均衡ある発展に向けた市街地整備の充実や新市街地の整備を図ります。

② 計画的なまちづくりの推進

都市と田園が調和する、総合的・計画的なまちづくりを推進します。

（５）便利で、人と環境にやさしい交通環境の整備

① 公共輸送網の整備

新市の各所における公共交通機関の利用の実現をめざし、新駅設置や南北方向を連絡する新たな交通手段の整備、熊谷駅をはじめとする各駅や地域を結ぶ

バス路線の拡充を図り、便利で、人と環境にやさしい交通環境を整備します。

② 幹線道路の整備

良好な都市環境づくりの重要な要素となる幹線道路を整備し、安全で便利なまちづくりを推進します。

（6）上下水道の整備

① 安全な水道水の供給

安全な水道水を安定的に供給するための施設整備を進めます。

② 生活環境を改善する下水道の整備

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を支える地域の実情・特性を踏まえた下水道の整備を推進します。

（7）身近な生活基盤施設の整備

① 生活基盤施設の整備

生活道路や河川水路など身近な生活を支える施設整備を進めます。

□ 広域圏と地域を結ぶ道路交通網の形成

施策項目	主要事業
道路交通網の体系的整備	新市全体に係る環状道路や新市の拠点間を結ぶ地域内道路など、新市の動脈となる※道路交通網の構築
広域連携道路の整備促進	利根川新橋、（仮称）青山熊谷線バイパス、（仮称）新熊谷大橋などの整備促進

※道路交通網の構築　　下記路線の道路整備を図る。

路　線　名	幅員（m）	延長（m）
（仮称）東西幹線道路（熊谷市）	15	2,200
第２北大通線（熊谷市） （メモリアル彩雲(南)～国道 407 号）	20	950
東武熊谷線跡地（熊谷市） （第２北大通線～太田熊谷線）	13	3,300
吉岡工業地域内道路　東側（熊谷市） （UCC～国道 407 号）	10	320
吉岡工業地域内道路　西側（熊谷市） （日本ヒューム～森林公園広瀬線）	12	520
（仮称）新島原島線（熊谷市） （幹線１号線～国道 407 号）	15	1,300
（仮称）万吉村岡線（熊谷市・大里町） （熊谷小川線～広域農道）	15	2,400
（仮称）妻沼東西幹線（妻沼町）	16	6,900
町道１号線（広域農道）（大里町）	12	2,600
町道４号線（大里町）	12	550
町道６７９号線延伸（大里町）	12	1,650
玉作橋・津田橋（大里町）	12	624

□ 河川の総合的環境整備

施策項目	主要事業
河川空間の有効利用	緑地スポーツ施設や公園等による、河川空間の有効利用の検討
	利根川「水辺プラザ」整備事業による葛和田渡船場及び周辺護岸の整備促進

□ まちの機能を高める都市拠点の形成

施策項目	主要事業
機能的拠点地区の形成	北部地域振興交流拠点施設（仮称）の整備による中心市街地活性化と地域の文化・市民活動の支援

□ 既成市街地の再生と新市街地の整備

施策項目	主要事業
新市街地の整備	計画的な住宅市街地の形成を図る土地区画整理事業の継続実施
	新たな市街地の形成をめざした土地区画整理事業の計画推進
計画的なまちづくりの推進	都市計画や緑の保全に関する基本方針に基づき、活力のある魅力的な都市創造を推進
	良好な環境の形成・保持に向けた建築物等の規制・指導
	住宅系開発の適正な立地誘導

□ 便利で、人と環境にやさしい交通環境の整備

施策項目	主要事業
公共輸送網の整備	埼群軌道新線及び熊谷～東松山間軌道系新線整備構想の促進
	コミュニティバスの新規路線の検討と既存路線の充実
	民間バス事業者による熊谷～東松山間、熊谷～妻沼間等の、バス路線の充実
	サイクルポート整備事業を活用した自転車駐車場整備の計画推進
幹線道路の整備	幹線第３号線の整備（熊谷市）
	籠原南大通線の整備（熊谷市）
	市道１０５号線の整備（熊谷市）
	市道１０７号線の整備（熊谷市）
	町道５５号線の整備（大里町）
	町道２２７号線の整備（妻沼町）

□ 上下水道の整備

施策項目	主要事業
安全な水道水の供給	老朽化した石綿セメント管の更新
	水道事業計画に基づく事業の実施
生活環境を改善する下水道の整備	計画的な下水道整備の推進
	中継ポンプ場の改築など、下水道施設の適正な維持管理

□ 身近な生活基盤施設の整備

施策項目	主要事業
生活基盤施設の整備	特徴的な街並みを形成する街路の電線類の地中化や歩道整備の推進
	身近な生活道路の改良
	河川・水路の安全性向上や水質保全のための改修・整備の推進

第7章　埼玉県が実施する事業

7-1　埼玉県の役割

新市は、埼玉県北部最大の都市であり、行政、教育、文化等の機能が集積するなど各方面にわたり県北の中心都市として機能しています。道路では、国道 17 号、国道 17 号熊谷バイパス、国道 125 号、国道 140 号、国道 407 号、また、鉄道では、上越・北陸新幹線、ＪＲ高崎線、秩父鉄道の結節点となっている熊谷駅を擁し交通の要所となっています。

これら新市の優位性を最大限に活用し、特色あるまちづくりを進め、住民と行政の協働によるコミュニティの形成を図る必要があります。

埼玉県は、新市と連携しながら、「埼玉県長期ビジョン」（平成９年２月）に基づく「彩の国５か年計画２１」（平成１４年２月）に掲げるこの地域の発展に資する施策の推進や合併重点支援地域の指定（平成１６年６月）を踏まえ、県事業の重点実施により、新市の速やかな一体化と自立性の高い地域づくりを支援し、県北の拠点都市の形成を図ります。

7-2　埼玉県が実施する事業

(1)地域の発展と交流を支える自立した産業基盤づくり

①農業の振興

農村集落の生活環境の改善や高付加価値農業への転換、農業機械の大型化、営農技術の発展等に対応できる基盤を整備します。

主要事業

- 基幹水利施設補修事業（備前渠用水・妻沼町）
- ほ場整備事業（熊谷市）
- 畑地帯総合整備事業（妻沼町善ケ島・小島地区）
- 国営附帯農地防災事業（大里地区、熊谷市他７市町村）

②工業の振興

工業団地の整備を促進し、埼玉県と新市が協力して、先端技術を持った優良企業の誘致を図ります。

主要事業

- 妻沼西部工業団地整備事業

(2)うるおいとやさしさのある環境づくり

①自然に恵まれたまちづくり

郊外に広がる農村地域の自然環境は、住民にうるおいを与える大切な資源です。家庭の雑排水から自然環境を守るため、浄化槽整備費補助を新市においても引き続き推進します。

主要事業

- 浄化槽整備費補助事業

②公園の整備

新市市民誰もが親しめるスポーツ・レクリエーションや文化の拠点となるよう、魅力と活力にあふれた公園の整備を進めます。

主要事業

- 熊谷スポーツ文化公園整備事業

③河川の整備

新市は、荒川・利根川の２大河川が流下しており、水害を防止するため主要河川の改修事業を促進し、引き続き災害に強いまちづくりに取り組んでいきます。

主要事業

- 和田吉野川改修事業
- 福川改修事業

(3)地域の個性を尊重し、快適で安全な暮らしを支える環境づくり

①道路交通網の整備

地域の連携を強化する道路交通を確保し、新市の均衡ある発展に寄与するため、県道の整備を進めます。

主要事業

- 県道太田熊谷線整備事業
- 県道冑山熊谷線整備事業
- 県道弁財深谷線整備事業
- その他の県道の整備事業

路線名
- 主要地方道深谷東松山線
- 主要地方道羽生妻沼線
- 主要地方道熊谷寄居線
- 県道深谷妻沼線
- 県道熊谷羽生線
- 県道玉川熊谷線
- 県道新堀尾島線
- 県道葛和田新堀線

②都市拠点の形成

県北地域の活性化と業務核都市の育成を図るため、産業の振興や地域住民の活動・交流の拠点となる『北部地域振興交流拠点施設（仮称）』を整備するなど、業務・商業・文化等の都市機能の集積を図ります。

主要事業

- 業務核都市の育成整備
- 北部地域振興交流拠点施設整備事業（仮称）

第8章　公共施設の統合整備

各種公共施設の統合整備は、既存の施設の有効活用を基本とし、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特性や地域間のバランス、利便性及び財政事情などを十分考慮しながら検討し、老朽化対策も含め、計画的に必要な施設の整備改修を図っていきます。

なお、新市の本庁舎は、現在の熊谷市役所とし、大里町、妻沼町の庁舎は、住民生活に密着した業務を担う事務所とします。その上で、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮しながら、耐震化も含め、必要な機能の整備改修を図っていきます。

第9章　財政計画

9-1　財政計画の策定にあたって

財政計画は、新市の財政見通しを相対的に明らかにし、適切な財政運営を行うために策定するものです。

財政計画の策定にあたっては、想定される合併効果を加味し、地方交付税や国・県支出金などについては、国や県の動向をふまえ、適正に見積り、新市において健全な財政運営が行われるよう充分配慮するものとします。

財政計画は、平成１７年度から令和７年度までの歳入・歳出とし、平成１７年度から平成３０年度までの数値は、それぞれの年度の決算数値、令和元年度から令和７年度までの数値は、過去の実績等を勘案して推計しています。

主な項目の推計方針は、下記のとおりとします。

（１）歳入

①地方税

今後の経済の見通し、人口動向を踏まえ、現行の税制度を基本として算定します。

②地方交付税

普通交付税及び特別交付税について、合併市町村に対する交付税措置額を見込み算定します。

③地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債、通常債及び臨時財政対策債を算定します。

（２）歳出

①人件費

退職者の補充を抑制することによる一般職の削減による人件費の削減などを見込み算定します。

②物件費

過去の実績等により算定します。

③扶助費

過去の実績等により算定します。

④公債費

平成３０年度までの地方債に係る償還予定額に、令和元年度以降の新市建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定します。

⑤普通建設事業費

新市建設計画事業及び計画事業以外の普通建設事業を実施するための事業費を見込み算定します。

9-2　財政計画

歳入

単位：百万円

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和１年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
地方税	29,261	30,188	32,615	33,191	30,219	29,560	29,687	29,958	29,733	30,523	29,763	30,106	30,433	30,798	30,339	29,186	29,239	29,298	29,369	29,452	29,547
地方譲与税	1,679	2,402	960	926	876	860	839	786	697	664	694	691	848	695	716	724	724	728	728	731	731
地方消費税交付金	1,884	1,989	1,944	1,819	1,941	1,938	1,890	1,871	1,855	2,207	3,529	3,131	3,296	3,703	3,703	4,721	4,721	4,721	4,721	4,721	4,721
地方特例交付金	998	849	205	367	421	397	342	123	122	115	116	121	131	139	349	164	139	139	139	139	139
地方交付税	4,879	3,337	3,305	3,441	3,792	6,181	6,741	6,649	6,020	6,397	6,064	5,640	5,200	4,928	4,970	4,040	3,095	3,252	3,564	3,600	3,880
分担金及び負担金	671	654	662	657	681	659	676	662	668	861	622	637	614	711	605	555	555	555	555	555	555
使用料及び手数料	1,139	1,157	1,132	1,124	1,089	1,083	1,070	1,051	1,041	1,076	1,049	1,017	996	984	999	999	999	999	999	999	999
国・県支出金	6,653	6,563	8,022	10,517	9,541	11,319	11,709	11,316	11,724	13,439	14,354	14,160	14,385	14,109	14,153	14,583	15,044	15,540	15,755	15,701	15,594
諸収入	2,573	2,902	2,349	2,625	2,715	2,498	2,761	2,737	2,937	2,951	2,994	2,890	2,896	2,968	2,968	2,968	2,968	2,968	2,968	2,968	2,968
地方債	3,762	3,799	3,943	2,638	3,472	3,223	4,112	3,653	3,398	3,477	3,830	3,191	3,195	3,511	1,911	4,511	6,448	6,376	7,655	6,961	6,817
その他	6,314	5,877	5,639	4,725	9,261	5,981	6,593	6,570	5,645	5,750	5,605	5,051	5,837	7,351	7,214	908	1,320	1,319	1,320	1,319	1,320
合計	59,813	59,717	60,776	62,030	64,008	63,699	66,420	65,376	63,840	67,460	68,620	66,635	67,831	69,897	67,927	63,359	65,252	65,895	67,773	67,146	67,271

歳出

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和１年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人件費	12,593	14,368	14,659	13,754	13,963	12,824	12,874	12,358	11,948	11,987	12,010	11,420	11,171	11,244	11,182	12,226	12,568	12,305	12,442	12,282	12,694
扶助費	7,975	8,361	8,985	9,312	10,316	12,931	13,918	14,060	14,102	15,259	15,581	16,435	16,774	16,597	16,991	18,511	19,147	19,812	19,891	19,970	20,050
公債費	6,403	6,596	6,378	6,923	5,968	6,388	5,946	5,592	5,217	4,720	5,406	4,611	4,755	4,577	4,304	4,315	4,345	4,522	4,880	4,956	5,283
物件費	6,477	6,388	6,272	6,463	6,499	6,626	7,016	6,988	7,121	7,639	8,003	8,054	7,746	8,153	7,985	7,316	7,308	7,300	7,300	7,300	7,300
維持補修費	461	463	512	566	576	604	555	541	596	553	589	598	528	701	609	609	609	609	609	609	609
補助費等	7,335	4,206	5,596	4,573	8,460	4,588	4,577	4,393	4,517	5,333	5,623	5,316	4,860	5,504	9,148	6,351	6,351	6,351	6,351	6,351	6,351
繰出金	7,559	6,676	6,838	7,420	7,595	7,144	7,560	8,048	8,207	8,464	8,878	8,635	8,344	8,775	7,239	7,239	7,239	7,239	7,239	7,239	7,239
投資及び出資金、貸付金	891	868	878	1,163	1,071	1,067	1,050	1,077	1,067	1,091	1,080	1,074	1,064	1,065	1,066	1,066	1,067	1,067	1,067	1,067	1,066
積立金	2,330	2,643	2,356	1,016	114	1,188	2,234	2,962	1,030	1,867	163	507	1,022	2,236	4,977	37	704	708	708	712	715
普通建設事業費	5,121	4,979	5,014	4,270	4,828	5,210	5,395	5,005	5,253	7,135	7,095	5,151	5,340	6,098	4,426	5,689	5,914	5,982	7,286	6,660	5,964
災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	2	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	57,145	55,548	57,488	55,460	59,390	58,570	61,127	61,025	59,068	64,048	64,428	61,801	61,604	64,950	67,927	63,359	65,252	65,895	67,773	67,146	67,271

※数値は、旧熊谷市、旧大里町、旧妻沼町、旧江南町を含んだ数値である。